

木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務委託仕様書

1 業務委託名

木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務委託

2 目的

少子高齢化及び人口減少時代を踏まえ、本市の特徴である基地と共存するまちづくりを推進し、中心市街地及び基地周辺地区に多様な都市機能（公共施設、文化・芸術施設や商業施設）を集約したコンパクトなまちづくりを行うことにより、定住・交流人口の増加を図るとともに、地域防災力の強化を図り、災害にも強い公共施設整備を推進することを目的として「木更津飛行場周辺まちづくり構想」の策定を行う。

なお、本業務委託は、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」、「中心市街地活性化基本計画」等の構想策定エリアに係る各種計画を踏まえながら、防衛省の補助事業である「まちづくり構想策定支援事業」の趣旨に沿って実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月15日まで

4 業務委託内容

委託内容は、木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援に係る一式として、以下の項目及び業務の実施手順、実施体制等について、委託するものである。

(1) 計画準備

作業スケジュール（案）の作成

(2) 現況整理及び課題の抽出

①国内の社会経済動向の整理・分析

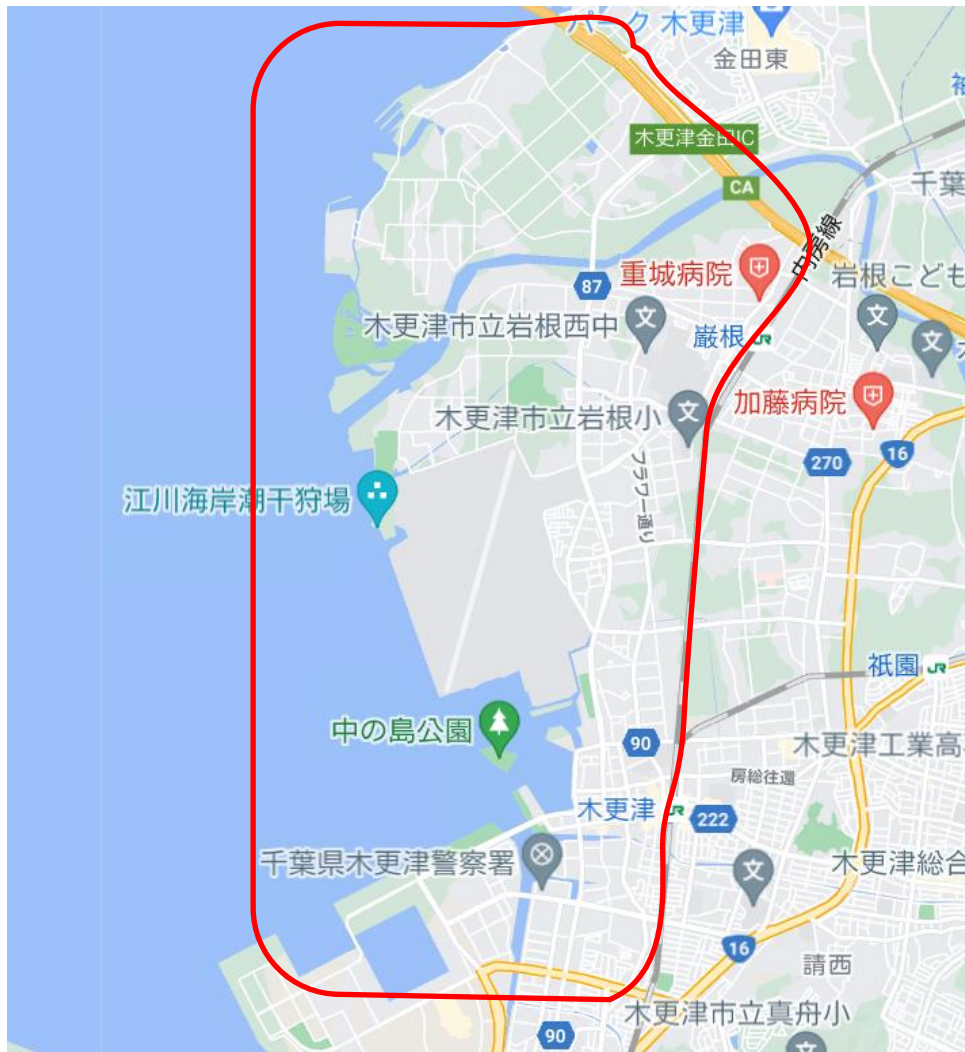
②基地が所在している自治体の動向を踏まえた本市の状況の整理・分析

(3) 基本理念と整備目標の検討

本事業のテーマである「防災・交流まちづくり」を基本とした、多様な機能が集約されたコンパクトなまちづくりの基本理念を検討するとともに、目指すべき目標を設定する。

(4) 対象範囲における整備方針の検討

上記「2 目的」に示す、基地と共存するまちの特性を踏まえ、多様な都市機能が集約されたコンパクトなまちづくりを推進する観点から、対象範囲を中心市街地及び基地周辺地区（図1参照）とする。



【図1】対象範囲地区

なお、範囲内に以下の拠点エリア（図2参照）を設定し、それぞれ整備方針を検討する。

- ① 吾妻公園地区
 - ア) 防災機能を備えた「文化・芸術ホール」を中心に、公園の再整備を行うことを目的とした整備方針。
- ② 江川運動場周辺地区
 - ア) 運動場周辺地区における「防災・交流」機能についての整備コンセプト及び基本方針。
- ③ 旧庁舎跡地
 - ア) 旧庁舎跡地の利活用を検討するとともに、課題を整理する。
- ④ 駅周辺地区
 - ア) 駅周辺地域の活性化を目的とした、市民交流スペース等の整備方針
 - イ) 現在進行中の「中心市街地活性化基本計画」との関連性を検討し、相互の

推進を促進するための方策案を検討する。



【図2】拠点エリア

(5) 事業スケジュール等の概略検討

本事業で整備する今後のスケジュールの概略及び概算事業費を検討する。

(6) 関係者協議の支援

本事業に関わりのある、防衛省をはじめとする関係機関への協議に必要となる資料作成等の支援を行う。

(7) 庁内検討委員会の運営支援

① 庁内検討委員会（全4回予定）の会議運営の支援を行う。

② 会議資料の作成、会議への出席・説明等、及び会議録の作成を行う。

(8) 打合せ協議

本事業に係る詳細な打合せ（対象範囲地区、拠点地区に係る問題点や改善方法など、事業の根本に係る協議等）。

(9) 基本構想案とりまとめ

対象範囲地区及び拠点エリアについての構想案を策定する。

5 成果品

本業務委託の提出すべき成果品及び部数は、以下のとおりとする。なお成果品の納

入場所は、木更津市市長公室公共施設マネジメント課とする。

- | | | |
|---|--|-----|
| ① | まちづくり構想案 (A 4 版、カラー刷) | 5 部 |
| ② | まちづくり構想案 概要版 (A 4 版、カラー刷) | 5 部 |
| ③ | 上記①②に関する Microsoft Word、Excel、PDF の電子データ | 一式 |

6 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者により貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、木更津市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ受注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 再委託の禁止

受注者が業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、主たる業務を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願を提出するものとする。

(6) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。